

府政防第 779 号  
消防災第 62 号  
健感発 0401 第 1 号  
令和 2 年 4 月 1 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 防災担当主管部(局)長  
衛生主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付  
参事官(避難生活担当)  
(公印省略)

消防庁国民保護・防災部  
防災課長  
(公印省略)

厚生労働省健康局  
結核感染症課長  
(公印省略)

### 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定)(以下「基本的対処方針」という。)により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となってきます。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いいたします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

- ・ 新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）（厚生労働省 H P）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房 H P）

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

- ・ 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項

（日本環境感染学会 H P）

[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov\\_ippan\\_200203.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf)

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉  
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、舘野（たての）  
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤  
TEL 03-3595-2257（直通）

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 防災担当主管部（局）長 殿  
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長

### 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### （可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

#### （親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

#### （自宅療養者等の避難の検討）

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

#### （避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版

平成22年度厚生労働科学研究費補助金

「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成

**（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）**

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

**（避難所の衛生環境の確保）**

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

**（十分な換気の実施、スペースの確保等）**

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

**（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）**

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

**（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）**

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月 内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

**（参考）**

- ・新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）  
[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項  
（日本環境感染学会HP）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov\\_ippan\\_200203.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf)

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉

TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

神田、舘野（たての）

TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課

加藤

TEL 03-3595-2257（直通）

府政防第 942 号  
消 防 災 第 88 号  
令和 2 年 5 月 27 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について

災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 1 日付け府政防第 779 号他）、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和 2 年 5 月 21 日付け府政防第 939 号他）等を発出したところです。

これらの通知において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の確保、ホテル・旅館等の活用等新型コロナウイルス感染症への対応を検討して頂くよう助言したところですが、今般、これらの対応に当たって必要となる経費に対する国の支援につきまして下記のとおり取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考として頂きますようお願いいたします。なお、下記については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）を所管する内閣府地方創生推進室に確認済です。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知して頂きますようお願い致します。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能であること。必要な物資や資材の備蓄が完了していない地方公共団体においては、交付金の活用も検討の上、備蓄を進めること。
2. 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される場合においては、同法第 4 条第 1 項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。同法第 4 条第 1 項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。
3. 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付  
阿部、横田

TEL 03-3503-9394（直通）

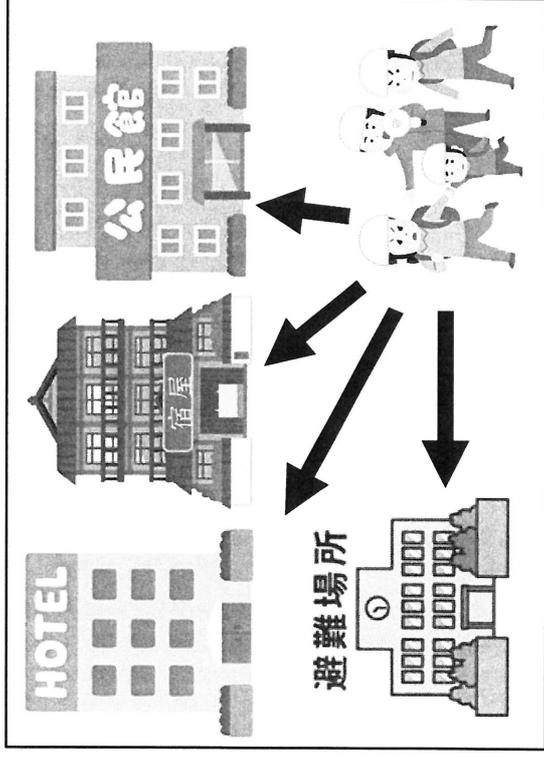
消防庁国民保護・防災部防災課

神田、舘野、鈴木

TEL 03-5253-7525（直通）

## 避難所としてのホテル・旅館・旅館、研修所 その他の施設等活用支援事業

災害時、従来の避難所だけでは密集を避けられないため、ホテル・旅館等や研修所等を利用して避難生活（宿泊、食事等の費用）ができるように必要な経費に充当。



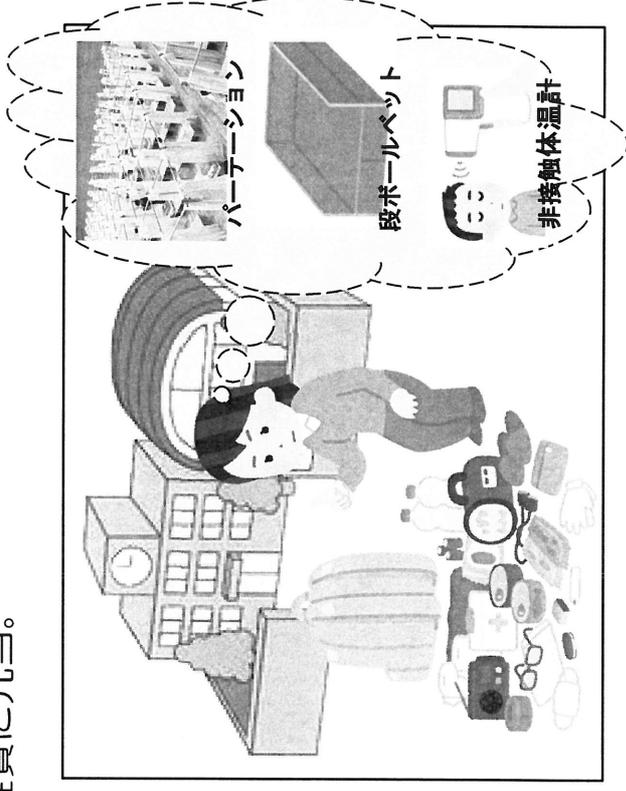
□個人 ■事業・団体 ■施設・地域  
公共施設、社会生活に必要な施設

【目的】 宿泊施設等を活用し、安心できる居場所を提供したい

【主な関連】 内閣府(防災担当)避難生活担当

## 避難所における感染防止対策用 物資・資材の備蓄支援事業

災害時の避難所における感染リスク低減を図るため、パーティション、段ボールベッド、マスク、体温計（非接触）、アルコール消毒液等の感染防止のために備蓄する物資・資材の購入等に必要な経費に充当。



□個人 □事業・団体 ■施設・地域  
公共施設、社会生活に必要な物資

【目的】 公共空間での感染機会を削減したい

【主な関連】 総務省消防庁国民保護・防災部防災課